

## 社会福祉法人彩の郷福祉会 評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人彩の郷福祉会（以下「本会」という。）定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員及び評議員選任解任委員及び第三者委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の額)

第2条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表1に基づき支給する。

4 評議員選任解任委員及び第三者委員の報酬は日額とし、会議に出席の都度、別表1に基づき支給する。

### (報酬支払方法)

第3条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

### (費用弁償)

第4条 本会は、評議員、役員等が、職務を行うために要する費用の実費を弁償する。

2 前項の評議員、役員が職務のため町外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は「社会福祉法人彩の郷福祉会旅費規程」の例による。

### 附 則

この規程は、平成30年12月14日から施行する。

別表1 評議員及び非常勤役員の報酬

(評議員)

役職	報酬日額（1人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
評議員	5,000円	20,000円	150,000円

(非常勤役員)

役職	報酬日額（1人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
理事 監事	5,000円	25,000円	200,000円

(評議員選任解任委員及び第三者委員)

役職	報酬日額（1人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
評議員選任 解任委員	5,000円	10,000円	10,000円
第三者委員	5,000円	30,000円	60,000円